

令和7年度
事 業 計 画 書

社会福祉法人 豊後大野市社会福祉協議会

令和7年度 事業計画

社会福祉法人 豊後大野市社会福祉協議会

第4次地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）テーマ

よりそい つながろう あなたとわたし

I. 基本方針

大変厳しい経営状況の中、赤字からの脱却を目指した数々の取り組みを行うことが必要となっている。特にデイサービス事業においては、収益性を高めるため集約を進め、適切な人員配置に努めるとともに、これまで実施してきた既存の地域福祉事業や新たな重層的支援体制整備事業を取り入れた地域でのつながりや支え合いを推進する事業の創設を進めるとともに財政の健全化を推進する。

II. 重点施策

1. 介護保険事業の赤字脱却と健全な法人運営

各事業所の現状把握と効果的な対策を都度行い、収支の改善を図る。特にデイサービス事業は各事業所で曜日の集約と事業所間の連携を図り、効率的な職員配置により人件費の削減を行う。また、職員のスキルアップとサービスの質向上を目指し地域や利用者から信頼され選択される事業所を目指す。

2. 地域住民参加の包括的な支援体制の推進

地域住民が主体的に参加し、互いに支え合う支援体制を構築するための援助を行う。また、地域の課題やニーズに応じた柔軟な対応を目指し、住民同士が連携しやすい環境を整え、地域全体の福祉レベルの向上を図るとともに、孤立化・孤独化防止やコミュニティ機能の強化を目指す。

3. 重層的支援体制整備事業の推進

地域の多様なニーズに対応するため、包括的かつ重層的な支援体制の整備を行政はもとより、福祉団体や地域の関係機関、地域住民との協働により構築を図る。高齢者や障がい者、子育て世代など、あらゆる分野や世代や状況に応じた支援を提供するため、地域資源を有効活用し、市民一人ひとりが安心して暮らせる共生社会の実現を目指す。

III. 具体的事業

1. 総務課

【法人運営・財務人事係】

(1) 法人運営

①理事会・評議員会・監査会

事業計画名	具体的な内容
理事会	理事会の開催（年4回） ・法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、会長や他の理事の執行を監督する。 ・任期満了に伴う理事の選任及び会長等の選任
評議員会	評議員会の開催（年3回） ・法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに役員等の選任・解任等を通じ、法人運営を監督する。 ・任期満了に伴う評議員の選任
監査会	監査会の開催（年2回） ・法人内の業務執行の状況及び法人内の財産の状況を監査する。 ・任期満了に伴う監事の選任

②事務局運営

事業計画名	具体的な内容
事務局会議	・常務理事、管理職で構成する定例会議（月1回）
地域福祉推進連携会議	・地域福祉事業について、管理職・地域福祉担当・在宅福祉担当などによる連携会議
在宅福祉連携会議	・在宅福祉部門の管理職・事業所の管理者等による連携会議。介護保険事業に係る情報共有を進める。
職員研修会	・研修部会の作成した研修計画に基づき、各種内部研修・外部研修を開催・受講をする。

③会員募集

事業計画名	具体的な内容
会員募集	<ul style="list-style-type: none"> 会費の使途や意義について、広報紙、HP や SNS で発信し理解と加入について PR する。 6 月を社協会費加入強化月間として取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> 一般会費（1 世帯 一口 1,000 円） 賛助会費（ 一口 2,000 円） 法人会費（ 一口 2,000 円）

④広報事業

事業計画名	具体的な内容
広報紙の発行	「ふれあいネットワーク」の発行（年 5 回）
ホームページの運営（刷新）	・見やすく、読みやすい紙面作りに努め、市民に福祉に対する関心と理解を深める。
SNS での発信	・最新の情報を掲載し、その他福祉活動情報を広く市民に発信していく。

（2）児童館

事業計画名	具体的な内容
放課後児童クラブ（受託事業）	・朝地児童館の廃止を受け、児童クラブのみの受託となる。場所については朝地小中学校に移転する。

（3）施設管理

事業計画名	具体的な内容
指定管理施設の管理経営	①三重農村環境改善センターの経営
	②清川高齢者生活福祉センター等の経営
	③デイサービスセンター悠久の経営
	④朝地憩いの村の経営
	⑤犬飼高齢者生活福祉センター等の経営

※R7.4～R10.3 の 3 カ年契約（三重農村環境改善センターは R5.4 から R8.3 まで）

事業計画名	具体的内容
公共施設の無償貸与	①きよかわブランチ（清川支所内）
	②緒方支部・おがたブランチ（緒方支所内）
	③あさじブランチ（朝地支所内）
	④大野支部（大野公民館内）
	⑤ブランチおおの（大野支所内）
	⑥千歳支部・ちとせブランチ（千歳支所内）
	⑦いぬかいブランチ（犬飼支所内）
	⑧総合相談センター（豊後大野市役所本庁内）

（4）経営の安定化に向けた検討と経営計画の進捗管理

事業計画名	具体的内容
経営の安定化と経営計画の進捗管理	・理事会に経営委員会を設け、経営の安定化と経営計画の進捗管理を行う。

【在宅福祉係】

（1）ケアプランセンター

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者的心身の状況、環境等に応じ、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って総合的かつ効率的に提供されるよう支援、援助を行う。

事業所	具体的な内容
ケアプランセンターぶんごおおの	<p>【取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心豊かな生活実現のため利用者や家族に寄り添い、地域や関係機関との関りを強化し、安定した利用者支援に繋がるよう支援を行う。 ・地域包括支援センターや各種事業所、医療機関等との連携を図るとともに、事業所内での情報共有・定期的な研修を行い、より質の高いケアマネジメントを行う。 ・利用者や家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域や関係機関と連携を図りながら、社会資源を有効活用して支援を行う。

(2) ヘルパーステーション

利用者・家族に寄り添い、また信頼関係を築き、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係機関等との連携に努める。

新型コロナウイルスなど感染症に対する地域の感染状況を把握し、利用者が不安なく援助を受けられるよう感染予防策に努める。

専門職としてヘルパー自身が規律を守り、専門性を高められるようスキルアップに努める。

事業所	具体的な内容
ヘルパーステーション ぶんごおおの	<p>【取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none">利用者が、住み慣れた環境で可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排せつ・食事の介護・その他の生活全般にわたる支援を行い、要介護状態の悪化の防止や生活機能の維持向上を図る。

(3) デイサービスセンター

利用者の減少に伴い赤字傾向となった事業所について、経営分析を定期的に行い、事業所の規模の見直し、適正な職員配置を隨時行い、収支バランスのとれた経営を目指す。また、地域との連携に努め、「信頼され、選択される」サービスの充実を推進する。

事業所	具体的な内容
デイサービスセンター (4事業所)	<p>【取組方針】</p> <p>(みつば苑)</p> <ul style="list-style-type: none">利用者、家族のニーズに沿ったサービスを提供し住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう支援する。 <p>(悠々)</p> <ul style="list-style-type: none">地域と連携しながら、住み慣れた場所で自分らしく過ごせるよう身体・生活機能の改善・維持ができる環境を提供するための拠点づくりを推進する。 <p>(憩いの村)</p> <ul style="list-style-type: none">利用者の意思を尊重し自立支援に向けたサービスを提供する。また各関係機関と連携し在宅生活が継続できるように支援する。 <p>(あけぼの)</p> <ul style="list-style-type: none">利用者一人一人のニーズに合った細やかなサービスを提供し明るく楽しい在宅生活が継続できるように支援する。

(4) 生活支援ハウス

事業名	具体的な内容
高齢者生活支援 ハウスの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・清川、朝地、犬飼の3施設で受託運営 ・入居者が自立した生活を送れるよう、施設の管理に努め家族・関係機関と連携し安心安全な環境を作る。

(5) 元気クラブ

事業名	具体的な内容
元気クラブ事業 (7地域5教室)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の受託事業として各町の公民館等で実施 ・利用者の介護予防に努め、生活機能の維持又は向上を目指し、いきいき生活応援隊員と協力して行う。 ・利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、認知機能維持等の活動を行う。

2. 地域福祉課

高齢化や人口減少に加え、社会的孤立や制度の狭間、8050問題、ダブルケア等々の複合的課題を抱えている人の顕在化など、福祉課題や福祉ニーズが社会問題となり、深刻化してきていることから、地域社会で住民同士が共に支え合い、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し、存在を認め合うことで孤立せずに安心して暮らし続けられる「地域共生社会の実現」を目指していく。

本年度は、地域福祉活動計画の4年目であり、計画における「よりそい つながろう あなたとわたし」をスローガンに掲げ、地区社協、各種団体や関係機関との連携を図りながら、更なる地域福祉の推進を図る。

【地域福祉係】

(1) 地域福祉

地域福祉の活動は多岐にわたっており、住民をはじめとして、事業所や行政など関係機関と常に情報交換をしながら連携を深めていく。

(各町の状況)

町	目標（各町共通）	計画
三重町	<ul style="list-style-type: none">・地区社協、関係団体・機関等と連携・協働し、支え合いやつながりのある地域づくりを推進し、「住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる地域」の実現を目指す。・地域資源の発掘と育成に努め、地域福祉の向上を目指す。・デジタルデバイド（情報格差）の緩和	<ul style="list-style-type: none">・地域に出向いての支え合いや見守り活動の推進・地域の通いの場の活性化に向けた支援・現在取り組みがある地区へのサポートを行なながら、他地区へ取り組みを広げる。
清川町	<ul style="list-style-type: none">・「つながり」の機会が確保できるようスマホ教室の開催を行う。	<ul style="list-style-type: none">・支え合いのまちづくり仕掛け人会への活動支援・多世代が顔と顔を合わせてふれあう事業への取り組み・地域座談会の開催
緒方町		<ul style="list-style-type: none">・「小地域見守り活動（あんしん訪問）」地域の課題の把握・共有とその解決に向けた協議、協力員研修会の実施。・サロンの会を中心に、地域でのふれあいとを深め、継続できるような支援。・三者合同会議の実施。
朝地町		<ul style="list-style-type: none">・3者合同会議を行い参加者が共通認識を持てるようにする。・福祉のつどいを開催し繋がりづくりの意識を考える機会をつくる。・ボランティア団体と福祉委員と一緒に地区をまわり声かけ活動を行う。・サロンが継続できるように支援をしていく。

大野町	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域見守り活動事業の啓発と組織化の支援。 ・振興協議会や関係機関との連携を深め地域課題の把握と解消に向けた協議。 ・サロン活動の維持継続支援と誰もが参加できる地域の居場所の創出。
千歳町	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協の研修の実施と関係機関の連携調整。 ・小地域見守り活動事業と町の防災組織の繋がり構築の支援。 ・孤立者を出さないための民生委員・福祉委員・ボランティア組織との連携活動支援。 ・三者合同会議を開催し、地域の情報を共有する。
犬飼町	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での小地域見守り活動事業の啓発と推進の支援。 ・地区社協や各種団体と連携し自ら考え行動できる地域づくりの支援。 ・地区社協事業の見直しを検討。

①地区社協支援

地域住民が身近な福祉活動に参加・協力することにより、住民生活に根ざした支えあい、助け合い活動、ニーズ調査等を推進できるよう地区社協の運営支援を行う。

事業計画名	具体的な内容
地区社協の運営支援・助成	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費助成、事業費助成 ・事務局としての支援及び支援のあり方の検討
地区社協の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・7地区社協のそれぞれの地域性や取り巻く環境、目標等に応じ、協議や事業が活性化できるよう支援を行う。

②福祉委員の養成

福祉を取り巻く現状についての理解を図りながら、自治会長（区長）・民生児童委員と連携しながら見守り活動等ができるように、福祉委員の養成に取り組む。

事業計画名	具体的な内容
福祉委員の設置・養成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協会長による福祉委員の委嘱 ・福祉委員への説明会の実施 ・地区社協と連携した福祉委員活動の実施 ・自治会へ福祉委員助成金の交付 ・福祉委員のあり方についての検討

③ふれあいサロン事業

事業計画名	具体的内容
ふれあいサロン 事業	<ul style="list-style-type: none">・多世代型サロンの普及推進・サロン事業への助成・ボランティア講師の派遣・レクリエーション用具の貸し出し・「サロンだより」やチラシの発行と SNS 等でサロンの広報・サロン訪問による会員との交流および地域ニーズ等の把握・サロン運営についての検討

④小地域見守り活動事業

小地域（自治会単位）で、何らかの支援を要する世帯に対し、地域住民による自主的な見守り活動及び支援活動を行うため地区社協と連携し、孤立者を出さない取り組みを推進する。

事業計画名	具体的内容
小地域見守り活動 事業	<ul style="list-style-type: none">自治会等での座談会の実施・小地域見守り活動事業に取組めるよう自治会への働きかけ・実施地区の取り組み状況の把握・見守り対象者数に応じた助成金の交付・生活支援体制整備事業との連携

⑤地域福祉推進大会

市と共に地域福祉推進大会を開催し、功労者を表彰することで功績をたたえ次世代の育成を図る。また併せて講演を実施し、自助力・互助力が高まる「福祉観」の醸成に繋がるよう、内容の充実を図る。

事業計画名	具体的内容
第 14 回地域福祉 推進大会	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉の発展に功績のあった市民の表彰・講演会の実施

⑥地域福祉活動計画の進捗管理

第4次地域福祉活動計画に基づいた地域福祉の推進を図るため、年度ごとに評価・点検を行い、計画の基本目標に沿った事業の推進を行う。

事業計画名	具体的な内容
地域福祉活動計画	・項目ごとの評価（理由と課題の整理）
進捗点検会議	・総務課、地域福祉課、管理職による次年度計画素案の作成

（2）重層的支援体制整備事業

①生活支援体制整備事業

市が第9期介護保険事業計画で掲げる、高齢者の「多様な日常生活上の支援体制の強化」と「社会参加への推進」を目指すため、積極的に地域へ出向き、住民や各種団体等との話し合いの場を設ける。また、関係機関と連携した取組を図るため、関連する会議に参加し、各種機関等との関係性を構築する。

事業計画名	具体的な内容
第1層生活支援コーディネーターの業務	ア. 生活支援体制整備事業に関する普及啓発活動 イ. 「見守り体制の充実」「移動支援」「買い物支援」の取組 ウ. 重点地域等への関わり エ. 第2層生活支援コーディネーターとの連携 オ. 関係者間のネットワークの構築
第2層生活支援コーディネーターの業務	ア. 重点地域への関わり ・【千歳】千歳町を考える会への参画 ・【緒方】上緒方コミュニティセンターの立上げ ・【清川】清川支え合いのまちづくり仕掛け人会の後方支援 イ. 重点地域以外への関わり ・【三重】生活支援サービス普及推進 ・【朝地】地域見守り活動の推進 ・【大野】地域振興協議会（東部・土師）への参画 ・【犬飼】防災・見守り体制の拡充 ウ. 地域座談会の実施 エ. 地域資源、課題、ニーズの把握 オ. 第1層生活支援コーディネーターとの連携

生活支援体制整備に関する協議体の参加等	ア. 第1層協議体の参加 イ. 第2層協議体の運営支援 ウ. 第3層および第4層への推進・普及啓発活動 エ. 生活支援体制整備事業事務局会議の出席 オ. 各町地域づくり連携会議（五者等連携会議）の出席
その他	ア. 先進地視察 イ. 生活支援コーディネーター関連の研修参加 ウ. 講演会等の開催（市全体または各町（旧小学校区）開催）

②参加支援事業（新規）

事業計画名	具体的な内容
参加支援事業	・対象者やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行い、多様な社会参加の実現を目指す。 ・社会参加に向けた支援の方向性や支援の内容に沿ったプランを作成し、重層的支援会議に諮る。

③アウトリーチ事業（新規）

事業計画名	具体的な内容
アウトリーチ事業	・複雑化・複合化した課題を抱える対象者に対し、つながりの形成に向けた支援を行う。 ・関係機関や地域の関係者との連携を通じた情報収集により対象者を早期に発見する。

④多機関協働事業（新規）

事業計画名	具体的な内容
多機関協働事業	・支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった調整を行う。 ・重層的支援会議を開催し、支援プランの作成や評価を行い、対象者への適切な支援に向けた総合的判断を行う。

(3) ボランティアセンター事業

①ボランティア推進事業

市社協に登録しているボランティア及び新たにボランティア活動を希望する方等に情報提供やマッチングを行っていく。ボランティア養成事業にも積極的に取り組んでいく。

事業計画名	具体的な内容
ボランティア 推進事業	<ul style="list-style-type: none">・SNS等を活用し、ボランティアに関する情報を随時発信する。・ボランティア活動保険加入者支援（掛け金の補助）・ボランティアに関する福祉学習プログラムを検討する

②災害ボランティアセンター事業

大規模災害時の即時的な活動ができるよう市と連携しながら平常時に準備を進める。県が実施する研修等に積極的に職員を派遣し、情報共有とスキルアップを目指す。

事業計画名	具体的な内容
災害ボランティア センター事業	<ul style="list-style-type: none">・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの改正・災害ボランティアセンター運営リーダー研修会及び運営スタッフ研修会への参加・災害ボランティアセンターネットワーク連絡会の実施

③フードバンク・フードドライブの推進

生活困窮者や子ども食堂などに食材等の提供がスムーズに行えるよう関係機関等との連携を強化。また、フードロスや環境問題について調査・研究を行う。

事業計画名	具体的な内容
フードバンク・ フードドライブ	<ul style="list-style-type: none">・生活困窮者や子ども食堂などに食材等の提供・関係機関等との連携

④いきいき生活応援隊員養成講座

日常生活上の軽微な援助が必要な方をサポートする「生活援助サポーター」や、ささえあいパートナー事業における「お助け会員」を養成するための講座を行う。

事業計画名	具体的な内容
いきいき生活応援隊員養成講座	<ul style="list-style-type: none">各支部、団体に依頼し、受講生を募集全7日間の専門職・職員による講座を実施活動につなげるためのフォローアップ講座を実施

⑤ささえあいパートナー事業

日常生活上の困りごとを有する人に対し、会員同士による有償の相互援助活動を行う。

事業計画名	具体的な内容
ささえあいパートナー事業	<ul style="list-style-type: none">サポーターとお願い会員のマッチングありがとうチケットの発行、管理サポーターとお願い会員と連絡、調整

(4) その他の事業

①福祉教育

社会的少数者や弱者への理解、福祉を自分ごととして考えられる、心豊かな地域づくりを学習会や講座等を通じて行う。

事業計画名	具体的な内容
福祉講座	<ul style="list-style-type: none">小中高及び社会人向けの福祉学習の実施公民館と連携し、放課後チャレンジ教室で福祉学習を実施市と連携し、各年齢に応じた独自のプログラム作成

②デジタル社会支援

デジタル社会に対応できるよう、情報発信・取得・共有が円滑に行われるよう福祉的な視点から支援を行う。

事業計画名	具体的な内容
ぶんごる・つながる♪スマホ教室	<ul style="list-style-type: none">地域の団体、グループ等に出向く地域訪問型開催 または、住民より参加希望を募る住民来訪型でのスマホ教室の開催スマホサポーターの確保とサポーター同士の交流会や学びの機会の提供関係機関（市、公民館等）および地域団体、学校等との連携

共創モデル実証運行事業	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域におけるデマンド交通アプリ等の普及推進及びアプリの登録支援 ・関係機関（市、公民館等）および地域団体との連携
-------------	--

③福祉団体の事務局支援

福祉団体の事務局として各団体の活動支援や運営を行う。また、具体的支援内容について各団体と協議を行う。

事業計画名	具体的な内容
福祉団体の事務局支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市ボランティア連絡協議会事務局として支援 ・市民生児童委員協議会事務局として支援 ・市老人クラブ連合会事務局として支援
共同募金委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市共同募金委員会事務局運営

【権利擁護係】

(1) 成年後見支援センター

高齢者や障がい者等の判断能力が不十分な方の利益の保護を図るとともに、広報・啓発活動を積極的に行い、成年後見制度の利用促進を進める。また、関係機関との地域連携ネットワークの構築を進め、被後見人や後見人等の積極的な支援を行う。

事業計画名	具体的な内容
成年後見制度 利用促進事業	<ul style="list-style-type: none">・一般市民、専門職等を対象とした啓発活動(年2回)・相談支援体制の充実及び申立て支援・成年後見支援センター運営協議会の開催(年2回)・成年後見制度担当者会議の開催(毎月)・受任調整会議の開催(原則毎月・竹田市と合同)・日常生活自立支援事業担当者と連携し、必要があれば成年後見への移行を検討・法人後見支援員の確保に努める。

(2) 法人後見事業

高齢者や障がい者等の判断能力が不十分な方の増加や多様化する支援を必要とする方々の地域での生活を支えるため、法人後見支援員の拡充を図りながら、本人に寄り添った支援を行う。

事業計画名	具体的な内容
法人後見事業	<ul style="list-style-type: none">・法人後見支援員の確保・法人後見支援員を活用した後見業務の取組・研修等に参加し、職員のスキルアップと支援員へのバッカアップ

(3) 日常生活自立支援事業

高齢者や障がい者等の判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行う。

事業計画名	具体的な内容
日常生活 自立支援事業	(大分県社会福祉協議会からの受託事業) ・専門員業務の遂行(相談・契約・解約に関する事、利用者及び関係機関との連絡調整) ・預かり物件の適切な保管 ・生活支援員の適切な個別援助活動 ・広報啓発活動を行い生活支援員の新規獲得に努める ・研修に参加しスキルアップを図る ・関係機関との連携を深める ・必要に応じた成年後見制度への移行

(4) 生活福祉資金貸付事業

低所得者・障がい者・高齢者世帯等で他制度の貸付が利用できない人に対して資金の貸付を行う。経済的自立及び生活意欲の助長と社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにするため、自立相談支援事業とも連携する。

事業計画名	具体的な内容
生活福祉資金 貸付事業	(大分県社会福祉協議会からの受託) ・相談窓口の設置 ・大分県社会福祉協議会が行う貸付事業の相談及び申請の援助 ・コロナ特例貸付の借り受け人に対しての状況把握に努める。
小口資金貸付事業	(市社協事業) ・県の生活福祉資金貸付に該当しない低所得者に対して小口資金貸付事業の実施(上限5万円) ・未償還者に対して現状把握に努める。

3. 総合相談センター

【地域包括支援センター】

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。又、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、今後も地域の関係者と連携して、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することを目的とする。

特に「①市民への事業の周知」、「②医療、福祉、生活のあらゆる部署との連携」、「③チームアプローチの推進」を重点として進める。

(1) 包括的支援事業

事業計画名	具体的な内容
介護予防ケアマネジメント事業	<p>心身フレイル状態（事業対象者または要支援者）の高齢者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるようケアマネジメントを行う。</p> <p>職員の介護予防マネジメント研修（ICT）を行い、ケアマネジメントの質の向上を目指す。地域住民向けの介護予防啓発や市が実施する介護予防健診への協力をを行い、市民の介護予防に対する意識の醸成と対象者の早期発見に努める。また、非該当、新規要支援の方へ短期集中の参加勧奨を行い、ICTの活用、ケア会議を通して高齢者の自立を支援する。</p> <p>① 事業対象者・要支援者のケアマネジメント (初回訪問アセスメント・ケアプラン作成・ケア会議・モニタリング・評価訪問) ケアマネジメント A（短期集中）：60件/年（5件/月）</p> <p>② 介護予防マネジメント研修（ICT）</p> <p>③ 介護認定非該当者の把握（全件）</p> <p>④ 介護予防啓発：12回/年（1回/月 広報紙・介護予防健診・MCS・出前講座等）</p>

総合相談支援事業	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につながる等の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援 ②地域におけるネットワークの構築 ③実態把握 ④ブランチ等の専任相談員業務（上記に加えて実施） <ul style="list-style-type: none"> ○見守り支援が必要な高齢者等への訪問や民生委員会、コミュニティカフェ等アウトリーチでの相談対応・情報収集 ○オレンジカフェ（認知症家族会）を月1回開催 ○総合事業・介護保険・住宅改修理由書作成・福祉用具購入等申請代行及び調整支援 ○高齢者福祉サービス（配食サービスや緊急通報装置等）申請・更新手続き ○地区社協等の住民主体の助け合い活動の後方支援や五者連携会議への参画 ○市の地域包括ケアに関する事業啓発等への協力
権利擁護事業	<p>地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、また適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①成年後見制度の活用促進 ②老人福祉施設等への措置の支援 ③高齢者虐待への対応 ④困難事例への対応 ⑤消費者被害の防止

包括的・継続的 ケアマネジメント事業	<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携、在宅と施設の連携等、地域においては、多職種相互の協働等により連携携するとともに、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的・継続的に支援することが重要。そのための地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①包括的・継続的なケア体制の構築 ②地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ③日常的個別指導・相談 ④支援困難事例等への指導・助言 ⑤地域住民に対する出前講座の実施
地域ケア会議 推進事業	<p>医療・介護等の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とする。高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力向上を支援する。</p> <p>また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステム構築に向けた施策の推進に繋げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域ケア会議の機能推進 ②地域ケア会議の運営（主体は市） ③ケアマネジメント向上会議の開催
在宅医療・介護 連携推進事業	<p>高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう支援する。PDCA サイクル循環を意識した連携体制をしていきながら、医療機関・介護事業所・居宅等関係機関からの入退院の相談、日常療養や看取りの相談に対応し、家屋調査の同行・受診同行・退院カンファレンス等への参加を通じて在宅での医療と介護を一体的に提供できる体制を構築する。各種会議（連携会議・ICT 作業部会・研修作業部会）や研修会（看取り・多職種連携）に参加し、医療介護関係者との顔の見える関係構築を推進する。</p>

認知症総合支援事業	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、必要な医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケア向上を図るための取組みを推進する。具体的には、「認知症地域支援推進員」を配置し、市が掲げる認知症施策の4つの柱を市と連携しながら遂行する。</p> <p>① 普及啓発・本人発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の実施 ・認知症サポーターキャラバンメイトとの連携 ・市民に対する普及活動（12回/年） ・本人ミーティングの実施 <p>② 予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェ等の通いの場の拡充 ・相談支援体制の強化 <p>③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チームの活動推進 ・認知症ケアパスの普及 ・医療との連携推進 ・認知症家族会への支援 <p>④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業の推進 ・徘徊高齢者等の位置情報サービス（GPS）の活用 ・認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の推進 ・認知症の人を支える活動の場づくり（チームオレンジ）
-----------	---

(2) 指定介護予防支援事業

事業計画名	具体的内容
介護予防支援及び 介護予防ケアマネ ジメント	<p>【取組方針】</p> <p>利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、設定された目標を達成することができるよう、地域や関係機関と連携しながら支援を行う。</p> <p>① 要支援者への介護予防支援</p> <p>② 要支援者・事業対象者へのケアマネジメント 地域ケア会議への参加</p>

【くらし支援センター】

（1）生活困窮者自立支援事業

経済的理由を始め様々な理由により、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人（世帯）が抱える、多様で複合的な問題に対して相談支援対応する。情報の提供や助言を行うとともに、多職種連携による包括的な支援を計画的に行うことによってその人（世帯）の自立を図る。また、その人（世帯）がいつまでも安心して地域の中で生活できるように地域への働きかけを行う。

事業計画名	具体的な内容
生活困窮者 自立支援事業	自立支援事業の実施 ・相談窓口の設置及び相談支援員の配置（市役所内） ・生活に困り事を抱える人（世帯）への積極的な訪問支援 ・支援調整会議の開催 ・多職種連携のため他機関とのつながりの強化 ・市役所内関係部署との連携・協力 ・家計改善事業、就労準備支援事業との連携強化 ・民生委員等への事業の周知と協力依頼 ・「地域共生社会の実現」へ向けた地域への働きかけ

（2）被保護者就労支援事業

生活保護受給者の就労について、本人及び福祉事務所からの相談にのり、ハローワーク等と連携しながら必要な情報の提供及び助言、支援を行うことにより被保護者の自立をめざす。

事業計画名	具体的な内容
被保護者就労 支援事業	対象者の就労・定着支援 ・支援対象者からの求職相談 ・ハローワークとの連絡調整 ・就労（継続・定着）に必要な支援 ・福祉事務所（ケースワーカー）との連携